

#### (11) 埋蔵文化財調査

D ゾーンには、下峰原高場遺跡、下峰原遺跡及び上峰原遺跡が含まれる。平成12年度までに埋蔵文化財発掘調査は一部実施済みであるが、工事実施においては関係機関との協議及び届け出が必要である。

なお、令和7年5月下旬に、D ゾーン内の図6の赤色枠内の【No1】～【No5】の5か所において今後、文化財保護法に基づく埋蔵文化財試掘調査を要することが判明した。なお、その試掘には2年間程度の期間がかかると想定されている。

【No1】区域は、その調査結果によっては、新たに埋蔵文化財包蔵地に追加指定される可能性がある。

また、既存の埋蔵文化財包蔵地内にある【No2】～【No5】の区域についても、試掘調査の結果によっては本調査が必要となる。なお、保存の必要性が低いことが判明した場合は、文化財保護法でいう「慎重工事」による開発事業が可能となる。その場合、工事中に文化財と思しき物がみつかった場合は市の文化財部局へ連絡し、その部局の指導に従うことが必要となる。

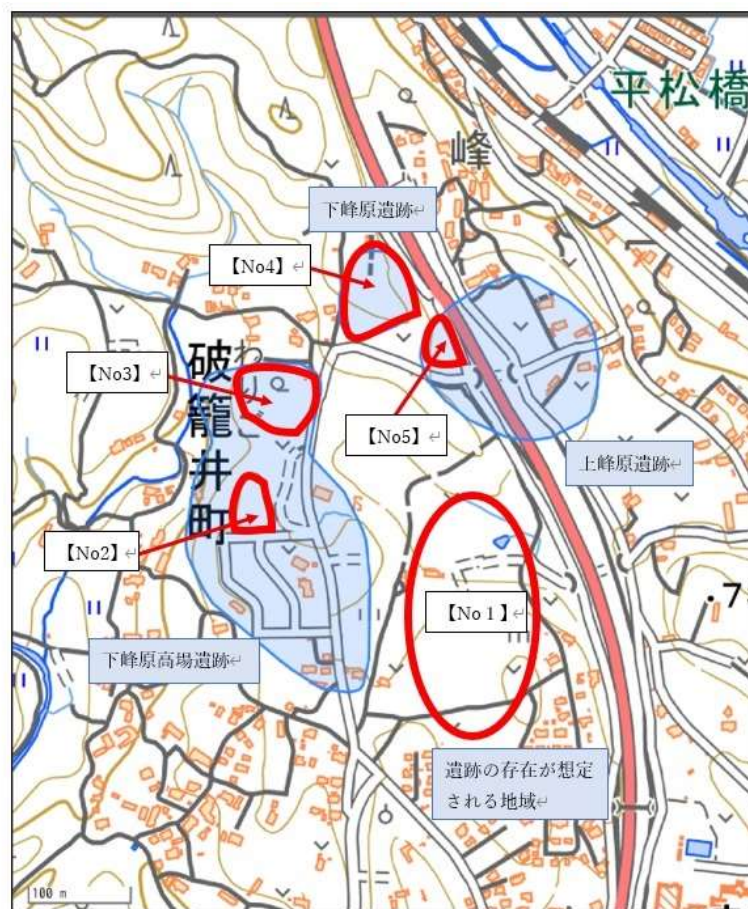


図6 文化財保護法に係る埋蔵文化財試掘調査を要する区域